

『仕事と家庭の両立のための支援策を知りたい』

両立支援に関する助成制度

仕事と家庭の両立をしやすい職場環境の整備に取り組む事業主のための助成金があります。

両立支援等助成金

対象となる方

各助成金に応じて以下のとおりです。

- (1) 出生時両立支援助成金
男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、産後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が発生した事業主
- (2) 介護支援取組助成金
仕事と介護の両立支援を推進するため、仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主
- (3) 中小企業両立支援助成金
 - ① 代替要員確保コース
育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主
 - ② 育休復帰支援プランコース
育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者に育児休業を取得及び職場復帰させた中小企業事業主

支援内容

各助成金に応じて以下のとおりです。

- (1) 出生時両立支援助成金
取組かつ1人目取得時60万円(大企業は30万円)
2人目以降取得時15万円
- (2) 介護支援取組助成金
1企業当たり1回のみ60万円
- (3) 中小企業両立支援助成金
 - ① 代替要員確保コース
支給対象労働者1人あたり50万円
(支給対象労働者が期間雇用者の場合は10万円を加算)
(育児休業を取得した期間雇用者が正社員または無期雇用として復職した場合はさらに10万円加算)

② 育休復帰支援プランコース

- 1 企業あたりそれぞれ2回まで(無期雇用者1回、期間雇用者1回)
- 支給対象労働者の育休取得時30万円
- 支給対象労働者の職場復帰時30万円

ご利用方法

(1) 申請方法

都道府県労働局に対し、各助成金に係る支給申請書と必要書類を提出

(2) 申請期間

受給できる事業主の要件を満たした日の翌日から起算して2か月以内

※このほかにも企業規模を限定しない助成金もあります。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

中小企業両立支援助成金の支給要件

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouri_tsu01/index.html

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>